

日本橋税務署の資産税事務の取り扱いについて

令和5年7月以降、日本橋税務署の資産課税部門は廃止となりました。

これにより、日本橋税務署の資産税（相続税、贈与税及び譲渡所得等）事務は京橋税務署において次のとおり取り扱うこととなりました。

○ 資産税担当職員からの問合せ

日本橋税務署には資産税担当職員が常駐しませんので、京橋税務署資産課税部門から、電話や文書によりお問合せをさせていただくことがあります。

○ 資産税に関する一般的なご相談等への対応

資産税に関する一般的なご相談は、電話相談センターで対応しておりますが、書類の確認を要する等、職員による面接相談を希望する場合には、事前予約を受け付けた上で日本橋税務署総合窓口において対応します。

（ご相談の内容によっては、窓口の電話を利用して税務相談室の職員が対応をさせていただく場合があります。）

【事前予約先】日本橋税務署管理運営部門（03-3663-8451（代表））

○ 資産税に関する面接相談への対応

資産税に関する面接相談は、これまでどおり相談日を設け事前予約を受け付けた上で対応させていただきます。

【事前予約先】京橋税務署資産課税部門（03-4434-0011（代表））

○ 資産税の申告書等の提出先

資産税に関する申告書等を郵送等で提出する場合は、次の郵送先になります。

なお、申告書等を窓口（又は時間外収受箱）で提出される場合は、これまでどおり日本橋税務署になります。

【郵送先】 〒100-8156 東京都千代田区大手町1丁目3番3号
東京国税局業務センター大手町分室